

消防防災体制の強化に向けて



消防庁長官 大石 利雄

本年は、消防組織法が施行され、市町村消防制度が発足して65年、消防団の前身である消防組が制度化されて120年という記念すべき年に当たります。

これまで我が国の消防は、関係各位のたゆまぬ御尽力の積重ねにより、制度、施策等各般にわたり、着実な発展を遂げています。昼夜を分かたず消防防災活動に精励されている全国の消防職員、消防団員及び消防防災関係者のご労苦に対し心から敬意を表します。

近年、東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が危惧される中、国民の消防に対する期待は益々高まっています。これに対応するためには、消防体制の強化が必要であり、消防庁では、平成18年に消防組織法を改正し、消防の広域化を進め、消防の対応能力を充実強化するとともに、平成19年には消防法を改正し、大規模建築物等における防災管理者と自衛消防組織の設置を義務化し、自衛消防力を強化することとしたところです。今後これを着実に進め、実効性を高める必要があります。

また、高齢社会の進展などにより増大する救急需要に対応するため、救急業務の高度化を図るとともに、平成21年に消防法を改正し、都道府県における傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準の策定など、消防と医療の連携による救急搬送の円滑化などに取り組んでいます。

一昨年の東日本大震災においては、被災地に派遣された約3万人の緊急消防援助隊員が地元消防と協力し、5千人を超える方々を救出、救助しました。この過程で多くの消防職団員が殉職されたことは、痛恨の極みです。多くの尊い人命が奪われた震災から得た教訓を生かし、今後さらに大規模地震への備えを着実に進めることが我々消防人の務めです。

近年、ホテルやグループホームにおける火災で大きな被害が発生しており、この夏は各地で多くの熱中症患者が救急搬送されました。また、記録的豪雨、竜巻や花火大会会場での事故により、多くの死傷者が生じました。大規模化、複雑多様化する災害や事故に対応するため、より一層消防防災体制を拡充することが喫緊の課題です。

消防庁としては、特に緊急消防援助隊の機動能力を一層強化するとともに、地域社会の要である消防団への加入促進と消防団の装備の充実を図ることなどにより、総合的な防災力の向上を図る所存です。

全国の消防機関と一体となり、国民の命を守る消防防災行政の推進に微力を尽くして参る覚悟でありますので、関係の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。